

「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」、「国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令（案）」及び「国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示（案）」に対する
意見公募要領

令和5年2月14日

経済産業省

経済産業政策局産業創造課

産業技術環境局技術振興・大学連携推進課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

「国内外における経営資源活用の共同化に関する調査」の実施に当たり、一部の要件を見直すこととしたため、次の改正を行います。

(1) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第6項の新事業開拓事業者の省令委任事項として、特定の投資事業有限責任組合からの出資を受けながら、特に研究開発を行うことを通じて新たな事業の開拓に取り組んでいる者も存在することから、以下①から④までの要件等を満たす会社（以下、「研究開発型新事業開拓事業者」という。）を新たに加える改正を行います。

- ① 未上場の株式会社であって、特定の企業により株式の過半数を保有されていないもの
- ② 設立後15年未満（ただし、設立後10年以上の場合、営業損失があるものに限る。）
- ③ 売上高研究開発費比率10%以上
- ④ 投資事業有限責任組合（新たな事業を創出し、及び当該事業の成長発展を図る事業者に対する資金供給を行うものに限り、事業の再生や事業の承継を実施する事業者に対する資金供給を行うものを除く。）の出資先等

(2) 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部改正

現行制度では、経営資源活用の共同化に関する事項の証明について、事業会社が、特別新事業開拓事業者から資本金の額の増加に伴う払込みにより取得した株式を継続して保有しようとする事業活動に関する取組のみを対象としていたが、事業者と新事業開拓事業者によるオープンイノベーションの実態を踏まえ、以下の取組についても証明の対象として加える改正を行います。

- ① 事業会社が、国内の特別新事業開拓事業者の株式を購入により取得し、その取得によって議決権の過半数を超える議決権を有することとなる場合の事業活動
- ② 事業者と研究開発型新事業開拓事業者との共同研究又は研究開発型新事業開拓事業者への委託研究

また、①については、株式取得後にオープンイノベーションの取組によって、特別新事業開拓事業者が成長発展したことにしても証明ができるよう改正を行います。

(3) 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部改正

(1) 及び(2)の改正に伴い、証明に関する基準や申請の手続き、申請等に関する様式等の改正を行います。また、現行制度について、これまでの実績等も踏まえて、証明を行う1回の払込み額の総額の上限について、100億円から50億円に見直す等の改正を行います。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）
- 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令（案）
- 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示（案）

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省経済産業政策局産業創造課（東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省本館7階）

経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課（東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館6階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年2月14日（火）～令和5年3月15日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省経済産業政策局産業創造課 パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：exl-sangyosozol-public-comment@meti.go.jp

（電子メールの件名を「経営資源活用の共同化に関する調査に係る改正に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」、「国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令（案）」及び「国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示（案）」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの法令のどの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ① 法令名 ② 条項 ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	